

平成 2 3 年度

事 業 計 画 書

A 事業活動

第1 青少年の非行防止及び健全育成に関する事業

1 少年問題シンポジウムの開催等

(1) 少年問題シンポジウムの開催

少年問題にかかわる団体として、少年警察ボランティアだけでなく社会の人々にも、少年問題に対する認識を深めてもらうため、少年の非行防止や健全育成にかかわる今日的で重要な問題をテーマとして取り上げて、シンポジウムを実施するものである。

本年度は、11月に都内において、(財)社会安全研究財団の助成を受け、及び関係官庁、団体等の後援を得て、「第18回少年問題シンポジウム」として開催する。

当日は、会場で、専門家や有識者による講演、テーマに関係の深いパネリストによるディスカッション、会場参加者との意見交換会等を行う。

参加者は、各都道府県の少年警察ボランティア及び少年補導職員等警察職員、関係機関団体等の関係者その他とする。

(2) 少年警察叢書の刊行

(1)のシンポジウムの内容をとりまとめ、「全少協少年警察研究叢書」として刊行する。

この研究叢書は、都道府県警察、都道府県少年警察ボランティア協会等(以下「県少協」と略称する。)関係機関団体等に配布する。

2 地域ふれあい事業の実施

少年の非行防止や健全育成に資するため、少年たちに、社会参加、社会奉仕等を通して、地域社会との連帯感を培い、地域の人たちとのふれあいによりコミュニケーション能力を身につけさせることを目的として、次のような活動を行うものである。

〔地場産業の見学会や体験、伝統文化・行事等の見学や参加、公共施設等の清掃、福祉施設等の慰問やボランティア体験、自然環境を守るための植林や地域美化のための花卉栽培その他〕

本年度は、(財)社会安全研究財団の助成を受け、全国少年警察ボランティア協会(以下「全少協」と略称する。)と県少協との共催で、次の27道府県で実施を予定する。

北海道、青森、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、福井、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、

愛媛、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島

実施県少協では、少年警察ボランティアが活動の中心となり、警察職員、自治体職員、関係機関団体職員、地域住民の支援協力を得て、活動には、地域の少年たちが参加し、主体的に行動できるように配慮して行う。

3 健全育成資料等の作成

少年警察ボランティアや少年補導職員等警察職員が、小中学生や保護者等を対象に行う「非行防止教室」等で、少年の非行や被害の防止等について行う場合に、参加者に配布する教材として作成するものである。

本年度は、「健全育成ハンドブック あなたの明日のために ~もう一度考えよう~」を小学生用3万部、同中学生用3万部 計6万部作成する。これらは、それぞれの半分を無償で、半分を有償で頒布する。

4 全国小学生作文コンクールの実施

コンクール参加の小学生本人だけでなく、関係する小学校や保護者などにもひろく、犯罪、事故、安全、防犯等について認識を深めてもらうことを目的として実施するものである。

本年度は、全少協、(財)社会安全研究財団及び読売新聞社の共催で、警察庁、内閣府、文部科学省の後援、(社)日本青年会議所、(社)日本PTA全国協議会、(財)全国防犯協会連合会の協力、セントラル警備保障株式会社の協賛を得て、「第20回全国小学生作文コンクール」として実施し、「わたしたちのまちのおまわりさん」という課題で小学生から作文を募集し、選考の上表彰する。

5 インターネット利用による少年サポート活動の実施

(1) 少年サポート活動の実施

インターネット上に氾濫する少年非行を助長し健全な育成を阻害する有害情報から、少年たちを保護することを目的として、全少協が開設運用するホームページを利用し、サイバー・ボランティアがパソコンからホットラインで、サイト開設者に対する自粛要請、有害情報に関わっている少年たちへの声かけ・補導、相談等の活動を実施するものである。

本年度も、活動を活性化し実施の増大を図る。

(2) 実務研修等の実施

少年サポート活動の充実を図るため、サイバー・ボランティア指定員の指定替えを行い、及び新しく指定された者及び前年度に研修に参加していない者に対して、活動に必要な技能の向上等のための実務研修を実施するものである。

本年度は、数管区において、それぞれ会場を設営して、管区内のサイバー・ボランティアに対する合同実務研修を行う。

6 少年の非行防止活動等に関する広報活動の実施

少年非行防止や健全育成、そのための活動等について、社会に周知し、人々の理解を深めてもらうため、全少協のホームページ、広報用資料等を用いて広報を実施するものである。

ホームページの内容を逐次更新し、情報提供の充実を図るほか、本年度は、公益法人への移行に伴い必要となる、ホームページ、広報用資料の改訂を行う。

7 少年の非行防止及び健全育成に関する調査研究

少年の非行防止及び健全育成のための活動に資するため、少年警察ボランティア活動の実施状況等について調査を実施するものである。

本年度は、少年警察ボランティアの地域における立ち直り支援活動実施の状況について調査する。

調査結果は事例集としてまとめ、県少協へ配布する。

8 ボランティアの裾野拡大施策の推進

(1) 少年警察学生ボランティア研修会の開催

少年警察ボランティア活動の将来等も考慮して、年齢的にも少年たちに近い大学生等を少年警察学生ボランティアとして委嘱する都道府県が増加し、委嘱された者も1,200名を超えるにいたっているが、これらの者の理解の深化と意識の高揚を図るため、東日本地区と西日本地区で交互に隔年で、合同研修の場を設定するものである。

本年度は、(財)社会安全研究財団の助成を受け、東日本地区(北海道、東北、関東及び中部の各地域)の学生ボランティアに対する集合研修を、本年9月7日(水)東京都千代田区のグランドアーク半蔵門において行う。

(2) 学生ボランティアの委嘱支援

学生ボランティアを委嘱し補導活動に携わらせている県少協で、それらの者を安心して活動させることが出来るよう、「少年警察ボランティア団体総合補償保険」を付加する場合に、その保険料を全少協において負担し支援するものである。

本年度も、引き続き、支援を行う。

第2 少年警察ボランティアに対する研修事業

1 少年警察ボランティア等の地域カンファレンスの開催

少年の非行防止や健全育成のための活動は、少年警察ボランティアと警察の少年補導職員等が連携して行うことにより効果的な展開が期待できるので、活動について両者に共通の理解と認識を持ってもらえるよう、相互研修の場を設定するものである。

本年度は、(財)社会安全研究財団の助成を受け、全少協と県少協との共催で、次の20都府県で実施を予定する。

岩手、宮城、秋田、福島、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、岐阜、京都、奈良、和歌山、島根、広島、徳島、香川、佐賀、長崎、沖縄
実施県少協で、少年に関わる問題、少年の非行防止や健全育成のための活動等をテーマに、講演、パネルディスカッション、事例研究、実技訓練等を組み合わせ、参加者全員が参画できるよう配意して行う。

2 全国少年警察ボランティア・ニューリーダー研修会の実施

地域における少年非行の防止や健全育成のための活動を活性化し効果的に進めるため、それぞれの地域において、将来指導的立場に立ち、或いは活動の中心的な存在としての役割を期待されている少年警察ボランティアを対象として、リーダーとしての意識を喚起し、必要な知識等を研修させるため、集合研修を実施するものである。

本年度は、平成24年2月に都内において、リーダーとしての役割、活動の進め方、今後の方向性等について、講演、パネルディスカッション、事例発表等を組み合わせ研修を行う。

3 地域少年警察ボランティア連絡協議会カンファレンスの開催

少年警察ボランティア活動を活性化し効果的に行うのに資するため、地域少年警察ボランティア連絡協議会が広域研修を行うのを助成するものである。

本年度も、北海道を含む8つの地域少年警察ボランティア連絡協議会単位で、管内の都道府県少年警察ボランティアが参加して、講演、事例発表、情報交換、課題協議等によって行う。

4 少年警察ボランティア研修教材の作成

少年警察ボランティアの研修教材にするための小冊子を作成する。

本年度は、都道府県警察の女性補導職員が取り扱った事例を収録して、「女性補導職員リレー・エッセー じゃあね」として作成し、県少協へ配布する。

第3 少年警察ボランティアに対する顕彰事業

多年にわたって、少年非行防止や健全育成のための活動に尽力された少年警察ボランティアの功労を顕彰して労苦に報いるとともに、少年警察ボランティア全体の士気の高揚に資するために、警察庁及び全少協の各表彰規程に基づき、功労のあった個人及び団体の表彰を行うものである。

本年度は、平成23年6月14日(火)、東京都港区の明治記念館において表彰式を行い、下記の栄誉金章及び団体表彰を授与する。下記の栄誉銀章及び栄誉銅章は、県少協の表彰式等において伝達する。

少年補導功労者栄誉金章(警察庁長官・全少協会長連名)

受賞者 47人以内
少年補導功労者荣誉銀章（警察庁長官・全少協会長連名）

受賞者 94人以内
少年補導功労者荣誉銅章（全少協会長名）受賞者 188人以内

少年補導功労団体表彰（警察庁長官・全少協会長連名）
受賞団体 10団体以内

第4 その他の事業

1 関係機関・団体が行う活動に対する協力

関係機関・団体からの要請を受け、その行う活動に対し、全少協として協力をを行う。

- (1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月：厚生労働省（財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター主催）
- (2) 青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月：内閣府主唱）
- (3) 第61回社会を明るくする運動（7月：法務省主唱）
- (4) 平成23年度全国地域安全運動（10月：（財）全国防犯協会連合会、警察庁主唱）
- (5) 平成23年全国暴力追放運動中央大会（11月：全国暴力追放運動推進センター、警察庁等主催）
- (6) 平成23年度全国青少年健全育成強調月間（11月：内閣府主唱）

2 少年警察ボランティア団体総合補償保険への加入促進

少年警察ボランティアが、その活動に関して、負傷もしくは死亡し、又は他人に損害を与えた場合の補償のため、少年警察ボランティア団体総合補償保険（引受保険会社6社、幹事会社：（株）損害保険ジャパン）への加入の斡旋を引き続き行う。

B 協会事務等

第1 会議の開催

1 総会

- (1) 平成23年6月14日(火)に、平成23年度通常総会を開催し、平成22年度事業報告(案)、同収支決算(案)ほかを議題として提案し、承認を求める。
- (2) 平成24年3月に、平成23年度臨時総会を開催し、平成24年度事業計画書(案)、収支決算書(案)ほか議題として提案し、承認を求める。

2 理事会

- (1) 平成23年6月14日(火)に、第1回理事会を開催し、同日開催の通常総会に議題として提案する事項について決議を求める。
- (2) 平成24年3月に、第2回理事会を開催し、同月開催の平成23年度臨時総会に議題として提案する事項について決議を求める。
- (3) (1)(2)のほか定款の規定に基づき、随時理事会を開催する。

第2 機関紙「みちびき」の発行

全少協の事業活動等について、会員及び関係機関・団体に周知し、関連情報を提供するため、機関紙「みちびき」の発行を行うものである。

本年度は、年4回(平成23年4月(第122号)、7月(第123号)、10月(第124号)、平成24年1月(第125号))発行し、毎号の発行部数は、概ね4万部とする。

機関紙には、全少協の主な事業の実施状況、地域単位の活動状況、地区における活動事例その他を掲載する。

第3 公益法人への移行に関する事務

公益法人への移行に対応して必要となる諸事項について、遺漏なくかつ円滑に処理するよう事務を行う。